

## 函館市事後審査型条件付き一般競争入札傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を確保し、公正な入札の執行を図るため、函館市事後審査型条件付き一般競争入札要領第4条の規定により、入札参加資格の認定を入札の執行後に行う入札（以下「事後審査型入札」という。）および開札の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申込み)

第2条 事後審査型入札および開札を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、入札執行の時刻までに入札傍聴申込書（様式1）により申込まなければならない。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、入札会場の都合等により、これを変更することができる。

2 傍聴人は、申込みの先着順によって決定するものとし、前項の定員になり次第受付を締切るものとする。ただし、入札執行者が必要と認める場合は、抽選により決定することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型入札および開札を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札の執行を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入札の結果等について、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語，放歌，高笑い等をしないこと。

(3) 飲食または喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか，入札会場の秩序を乱し，または入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は，入札執行者およびその他職員の指示に従わなければならない。

(写真等の撮影および録音の禁止)

第6条 傍聴人は，入札会場において，写真等の撮影および録音をしてはならない。ただし，あらかじめ入札執行者の許可を得た場合は，この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 入札執行者は，この要領の規定に違反する行為を行ったと認められる者がある場合は，当該行為を制止し，また，その指示に従わないときは，入札会場から退場させることができるものとする。

附 則

この要領は，平成20年4月1日から施行する。

様式 1

## 入札傍聴申込書

入札日	住所または会社名	氏名	備考
年 月 日			No.

注 申込みは、入札日の午前 9 時から受付します。